

平成 29 年 6 月からの入札・契約制度の改正等について

1 市会の議決が必要な工事契約における仮契約解除時の違約金対象の見直し

事業者の入札参加を促し、競争性を一層確保するため、「暴力団員等」であることを理由として解除した場合や、「談合、贈賄、競売・入札妨害」といった反社会的行為を理由として解除した場合に限定して違約金を徴収するとともに、JV 工事では有責の構成員が負担するよう改正します。

これらの改正は、本年 6 月 1 日の入札公告分から適用します。

2 公共工事の契約方式の適用に関するガイドラインの策定

国土交通省が策定したガイドライン等を踏まえ、事業担当局による適切な契約方式の選択が可能となるよう、選択に当たっての留意点等を規定するガイドラインを策定します。

このガイドラインは、本年 6 月 1 日に策定予定です。

なお、主な内容としては、①契約方式の選択に当たっての基本的考え方、②工事の施工のみを発注する方式や、設計・施工一括発注方式などの概要、③方式ごとの主な特徴や効果・留意点、などを盛り込む予定です。

参考 工事事業者の格付時期の変更等

- 1 本年 3 月にお知らせしたとおり、工事発注時期の更なる平準化を図るため、平成 30 年度から、工事事業者の格付時期を現行の 6 月開始から 4 月開始に変更しますが、この格付に関する申請手続は 10～11 月頃を予定しています。詳細が決まり次第、改めてお知らせします。
- 2 また、工事事業者の競争入札参加資格の平成 30 年 4 月登録申請（全登録事業者に申請いただく、4 年ごとの一斉更新）についても、手続負担の軽減等の観点から、格付に関する申請時期と同時期に申請いただく方向で検討しています。